

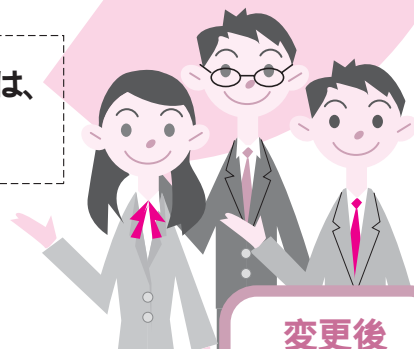
給付金の支給方法

が変更になります! (概ね、平成18年10月中旬以降申請分より)

「療養費支給申請書」にて申請する

コルセット・サポーター等の治療用装具
保険証不携帯による立替払い
海外での受診 等

これまで、申請者の指定口座に振り込まれていた給付金は、事業主を経由しての支給となります。



現行

申請書○事業主に提出○健保組合より「支給決定通知書」が事業主を経由して届く○給付金は健保組合より直接指定した銀行口座に入金される

変更後

申請書○事業主に提出○健保組合より事業主を経由して「支給決定通知書」が届き、給付金は給与口座等に入金される

- 申請用紙が変更となります。

健保ホームページ「療養費・療養付加金支給申請書」をプリントアウトしてください。



- 任意継続被保険者の方はこれまでどおり健保組合へ直接申請してください。

加入時申請書にて指定された口座への入金となります。



また、この給付金の支給方法は「個人情報の第三者提供」に該当しますので、「個人情報の第三者提供の同意について」の項目に追加し公表いたします。

(5)療養費支給申請書に基づき支給する給付金は事業主を経由して行うこと。

《詳細は11ページ参照》